

毎年1月は、償却資産(事業用資産)の申告時期です

固定資産税「償却資産」の申告を忘れずに!

【問い合わせ】税務課資産税担当(☎282-1711 内線1111)

■「償却資産」とは…

法人や個人で、事業(工場・商店の経営や、駐車場・アパートの貸し付けなど)を行っている方が、その事業のために用いている構築物や機械、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

■令和4年1月31日(月)までに申告が必要です

村内に償却資産を所有している方は、1月1日現在の所有状況を令和4年1月31日(月)までに申告する必要があります。毎年申告を行い、申請書の送付を希望している方には、毎年12月に案内を郵送していますが、新たに申告が必要な方や案内が届かない方、前回電算申告をした方で申告書等の送付を希望する方は、お問い合わせください。

なお、「該当資産なし」の場合でも申告が必要です。また、賃借人・テナント入居者等が取り付けた内装・造作・建築設備等の事業用資産は、賃借人が償却資産として申告してください。

業種ごとの対象償却資産の例	
各業種共通	パソコン、ファックス、レジスター、看板、外構、駐車場舗装など
小売業	陳列ケース、冷蔵庫、冷蔵ストッカー、自動販売機など
飲食業	冷蔵庫、調理設備、椅子、テーブル、カウンターなど
理・美容業	椅子、タオル蒸し器、パーマ器、サインポールなど
製造業	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス、金型、測定工具など
医療・薬局業	ベッド、手術機器、医療機器、歯科ユニット、調剤機器など
不動産(アパート、駐車場等)貸付業	駐車場舗装、外構、フェンス、ごみ捨て場、自転車置き場など
建設業	建設機械、発電機、カッター、ブルドーザー、ショベルカーなど

■太陽光発電設備を設置している方へ

太陽光発電設備(屋根材一体型のパネルを除く)は、償却資産の申告対象となる場合があります。下表に該当する設備を所有している場合は、申告をお願いします。

設置者	設備の発電出力	
	10kW未満	10kW以上
法人、個人(事業用)	申告対象	申告対象
個人(住宅用)	申告対象外	申告対象

東日本大震災による被災代替資産の特例や再生エネルギー発電設備の特例等については、村公式ホームページをご覧ください。

申告の有無を問わず、償却資産の所有状況について、帳簿等の提出を求めたり、現地調査等を行ったりする場合がありますので、ご協力をお願いします。